

平成二十八年十一月七日提出
質問第一一五号

外交交渉の秘密と国民主権に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

外交交渉の秘密と国民主権に関する質問主意書

平成二十八年十一月二日の衆院法務委員会（「当該委員会」という。）で、武井外務大臣政務官は「条約の交渉経過を開示することは」「困難である」との答弁を行ったが、この答弁に関連して政府の外交交渉の方針に疑義があるので、以下質問する。

一 武井大臣政務官は、当該委員会において、条約交渉過程の開示が困難であること理由として、相手国との信頼関係、自らの手のうちを明らかにすることにより累次の交渉で国益を害しかねない等と答弁したが、条約交渉過程の開示が困難であること理由を改めて示されたい。

二 日本時間の十月二十八日、国連総会第一委員会（軍縮）は、核兵器禁止条約に向けた交渉を二〇一七年に開始するよう求める決議案を賛成多数で採択したが、この決議案に対して日本政府は、その賛否も含めどのような姿勢で臨むのかを事前には明らかにしていなかったと承知している。この決議案に対する日本政府の考え方を事前に明らかにしても、相手国との信頼関係が失われるわけでもなく、国益を害するとも思われない。事前に日本政府の考え方を明らかにしなかった理由はどのようなものか。政府の見解を示されたい。

三 条約交渉の途中経過を秘密にすれば、国民はその結果しか知ることができないが、これは国民主権に反するのではないか。これに対する政府の見解をその理由とともに具体的に示されたい。

右質問する。